

音楽の森 施設利用計画
(避難所配置図要領)
Ver.2

令和 4 年 12 月作成
宇陀市

目次

1.音楽の森施設利用計画(避難所配置図)について	P.2
2.避難所配置図要領	
(1)施設配置図	P.2
(2)建物配置図（避難者居住スペース）	P.5

1. 避難所となる音楽の森施設の施設利用計画について

避難所となる音楽の森施設の施設利用計画(以下、施設利用計画という)は、避難所となる当該施設に到着した地域住民に、円滑な誘導や施設の効果的な活用のため、災害時に建物、駐車場等をどのように利用するかを定めたものです。

この施設利用計画にある避難所配置図は「避難所運営マニュアル」を補完するために作成したもので、避難所開設前に検討する「施設利用計画(配置割等)」をあらかじめ施設の特性を踏まえて定めたものです。この配置図は、市の危機管理部門、施設管理関係者等と協議及び、現地確認して作成しています。

災害規模や種類、災害発生の時期・時間帯によって、避難者数や避難者ニーズが大きく異なることが想定されることから、必ずしもこの配置図のとおり避難所を開設・運営しなければならないものではありませんが、避難所に求められる機能の検討を行い、整理・配置していますので、避難所開設の際は、参考として活用し、避難所の円滑な運営に努めてください。

2. 音楽の森施設利用計画(避難所配置図要領)

この避難所配置図は、「施設配置図」、「建物配置図」の2つで構成し、各項目に必要とされる配置機能と各スペース等に関する説明をしています。配置割りを決定のほか、避難者からの問い合わせ等の参考としてください。

※音楽の森の禁煙:2018年7月に健康増進法の一部が改正され、2020年4月から全面施行されました。この法律により、望まない受動喫煙を防止するため、屋内は禁煙になりました。

(1) 施設配置図

避難所となる施設全体の敷地及び施設を表した図面に、必要とされるスペース配置を落とし込んだ図面です。

【必要とされる主な配置機能】

- (a) 避難者居住スペース (b) 使用制限スペース (c) 避難者駐車・車両避難者スペース
- (d) 多目的スペース (e) 関係者車両スペース (f) 通路・搬入路・出入口
- (g) 緊急・業務車両スペース (h) ペット保護スペース (i) 分別ごみ置場スペース
- (j) 仮設トイレスペース (k) 炊出場スペース (l) 簡易風呂配置スペース
- (m) 洗濯・物干スペース (n) 防災備蓄品

(a) 避難所居住スペース(建物:青色)

- ・避難者が避難生活を送る場所
- ・ブルーシート、段ボール間仕切り及び、テントを敷いて避難者居住区を指定

(b) 一部使用制限スペース

- ・避難者の使用を一部制限する場所

(c) 避難者駐車・車両避難者スペース(駐車場)

- ・避難者の車両駐車場所
- ・車中避難者、テント避難者の場所
- ・車両移動に配慮した駐車位置や配列を行う
- ・車両・歩行者の通行の安全確保
- ・非常時ヘリがヘリポートとして利用する場合はグラウンド外への移動が必要となる。

(d) 多目的スペース(中庭)

- ・車両駐車不可、避難者の運動、物資輸送等の発着場所

(e) 関係者車両スペース(駐車場)

- ・避難所運営関係者、運営支援者、食料等の配給者、報道関係者などの一時的な駐車場所

(f) 通路・搬入路・出入口(駐車場)

- ・避難所敷地内を一般車両が通行する通路
- ・すれ違いを考慮して通路幅は 5m を確保
- ・一般車両出入口、緊急・業務車両出入口、関係者車両出入口、歩行者出入口は、運営委員会で適宜定める

(g) 緊急・業務車両スペース(駐車場)

- ・救急車、消防車、給水車、ごみ収集車などの専用駐車場所
- ・大型車両が旋回できるよう配慮

(h) ペット保護スペース(駐車場)

- ・ペットと同行避難者のペット保護スペース
- ・盲導犬・聴導犬を除き、居住スペースへの同行・同居は不可

(i) 分別ごみ置場スペース(駐車場)

- ・避難所内で発生したゴミを一時的に保管する場所
- ・季節によっては臭気が発生することもあり、周辺住宅、避難者の居住スペースに影響のない配置を心掛ける

(j) 仮設トイレスペース(本館裏の外側)

- ・避難所敷地内で仮設トイレを設置する場所
- ・避難所敷地内のトイレが使用できる場合は設置しない

(k) 炊出場スペース(中庭)

- ・避難所敷地内で炊飯・炊き出しする場所

(l) 簡易風呂配置スペース(駐車場)

- ・避難所敷地内で簡易風呂を設置する場所

(m) 洗濯・物干スペース(本館裏の外側)

・避難生活が長期化した時に、避難者が洗濯や物干しを行う場所

(n) 防災備蓄品(別添の防災備蓄表を参照)

・避難所開設に必要なグッズ(マニュアル、文具など)、食料、飲料水、毛布、簡易トイレ、段ボール製ベッド・間仕切り、テント等

(2) 本館配置図(避難者居住スペース)

【必要とされる主な配置機能】

- ① 避難所運営委員会本部事務室 ② 総合受付 ③ 災害備蓄品置場・災害支援品置場
④ 情報掲示板 ⑤ 一般居住スペース ⑥ 調理室 ⑦ 要配慮者スペース ⑧ 更衣室
⑨ トイレ ⑩ 救護・相談室 ⑪ 発熱者等スペース ⑫ 濃厚接触者スペース
⑬ 発熱者等トイレ ⑭ 女性専用スペース

① 運営委員会本部事務室(1階事務室)

- ・避難所運営委員会本部の事務室
- ・個室が望ましい
- ・避難者カード等書類の保管場所としても活用
- ・避難者スペースの近くで、避難者から分かりやすい場所が望ましい

② 総合受付(1階事務室前の通路)

- ・避難者を受け入れる受付を行う場所
- ・避難者カードの記入(作成・管理)
- ・発熱、咳などの体調の確認(検温等)
- ・要配慮者などの確認(高齢者、障がい者、妊産婦等)

③ 災害備蓄品置場・災害支援品置場(1階応接室・楽屋)

- ・避難者に配布するための災害備蓄品(食料、飲料水、生活物資など)を一時保管して配布する場所
- ・外部からの災害支援品を避難者に配布するため一時的に保管して配布する場所

④ 情報掲示板(1階事務室の外側付近)

- ・運営委員会からのお知らせする掲示板を設置する場所
- ・避難者から見やすい場所に運営委員会が設置する

⑤ 一般居住スペース(1階プレイルーム1・2)

- ・避難者が避難生活を送る場所
- ・ブルーシート段ボール間仕切り及び、テントを敷いて避難者居住区を指定

⑥ 調理室(1階調理室)

- ・避難所で備蓄及び支援物資を使った食事等を調理するスペース

⑦ 要配慮者スペース(1階和室)

- ・身体障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦など、一般居住区とは別のスペースで避難生活をするのが望ましい方の居住場所

⑧ 更衣室(1 階シャワー室)

- ・避難者が着替え等を行う場所
- ・男性専用と女性専用を設置

⑨ トイレ(1 階男女トイレ)

- ・建物内の一般避難者用のトイレ
- ・男性用、女性用、男女兼用を設置

⑩ 救護・相談室(1 階のフリースペース)

- ・避難者のけがの手当、応急処置、健康相談等を行う場所
- ・特に支援を要する避難者への健康相談等を行うスペース

⑪ 発熱者等スペース(1 階ホール)

- ・新型コロナの感染者及び感染症が疑われる避難者の専用スペース

⑫ 濃厚接触者スペース(1 階バックヤード)

- ・新型コロナの感染者及び感染が疑われる避難者の濃厚接触者の専用スペース

⑬ 発熱者等トイレ(1 階バックヤード横のトイレ)

- ・新型コロナの感染者及び感染が疑われる避難者用トイレ
- ・新型コロナの感染者及び感染が疑われる避難者の濃厚接触者用トイレ

⑭ 女性専用スペース(1 階プレイルーム 1・2)

- ・必要に応じて一般居住スペース内に、屋根付テントを活用して、パウダールーム、授乳、おむつ交換など女性専用が多目的に利用できる場所